



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1か月 2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 条例

- *1 和歌山県国体・障害者スポーツ大会運営基金の設置、管理及び処分に関する条例 (財政課)
- *2 和歌山県消費者行政活性化基金の設置、管理及び処分に関する条例 (県民生活課)
- *3 和歌山県妊婦健康診査支援基金の設置、管理及び処分に関する条例 (子ども未来課)
- *4 和歌山県子育て支援対策臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例 (")
- *5 和歌山県障害者自立支援対策臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例 (障害福祉課)
- *6 和歌山県ふるさと雇用再生特別基金の設置、管理及び処分に関する条例 (労働政策課)
- *7 和歌山県緊急雇用創出事業臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例 (")

公布された条例のあらまし

◇和歌山県国体・障害者スポーツ大会運営基金の設置、管理及び処分に関する条例

1 条例概要

第70回国民体育大会及び第15回全国障害者スポーツ大会の円滑な運営に資するため、和歌山県国体・障害者スポーツ大会運営基金を設置しました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県消費者行政活性化基金の設置、管理及び処分に関する条例

1 条例概要

消費生活相談窓口の機能強化その他消費者行政の活性化を図るため、和歌山県消費者行政活性化基金を設置しました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県妊婦健康診査支援基金の設置、管理及び処分に関する条例

1 条例概要

市町村が実施する妊婦健康診査事業の円滑な推進を図るため、和歌山県妊婦健康診査支援基金を設置しました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県子育て支援対策臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例

1 条例概要

保育所の整備、保育の質の向上のための研修の実施等により、子どもを安心して育てることができる体制の整備を図るため、和歌山県子育て支援対策臨時特例基金を設置しました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県障害者自立支援対策臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

福祉及び介護分野に係る人材の確保を図ることを目的に追加するとともに、条例の失効の定めを廃止しました。
(第1条及び附則第2項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県ふるさと雇用再生特別基金の設置、管理及び処分に関する条例

1 条例概要

地域の実情及び創意工夫に基づき、地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会の創出を図るため、和歌山県ふるさと雇用再生特別基金を設置しました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県緊急雇用創出事業臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例

1 条例概要

非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用・就業機会の創出及びこれらの者に対する生活・就労相談を総合的に支援するため、和歌山県緊急雇用創出事業臨時特例基金を設置しました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

条 例

和歌山県国体・障害者スポーツ大会運営基金の設置、管理及び処分に関する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 12 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 1 号

和歌山県国体・障害者スポーツ大会運営基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置)

第 1 条 第 70 回国民体育大会及び第 15 回全国障害者スポーツ大会の円滑な運営に資するため、和歌山県国体・障害者スポーツ大会運営基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するための事業に要する経費の財源に充てるとき、

その一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県消費者行政活性化基金の設置、管理及び処分に関する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 12 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 2 号

和歌山県消費者行政活性化基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置)

第 1 条 消費生活相談窓口の機能強化その他消費者行政の活性化を図るため、和歌山県消費者行政活性化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するための事業に要する経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県妊婦健康診査支援基金の設置、管理及び処分に関する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 12 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 3 号

和歌山県妊婦健康診査支援基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置)

第 1 条 市町村が実施する妊婦健康診査事業の円滑な推進を図るため、和歌山県妊婦健康診査支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するための事業に要する経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県子育て支援対策臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 12 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 4 号

和歌山県子育て支援対策臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置)

第 1 条 保育所の整備、保育の質の向上のための研修の実施等により、子どもを安心して育てることができる体制の整備を図るため、和歌山県子育て支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するための事業に要する経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県障害者自立支援対策臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 12 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 5 号

和歌山県障害者自立支援対策臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成19年和歌山県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「講ずるため」を「講ずるとともに、福祉及び介護分野に係る人材の確保を図るため」に改める。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県ふるさと雇用再生特別基金の設置、管理及び処分に関する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 12 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 6 号

和歌山県ふるさと雇用再生特別基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置)

第 1 条 地域の実情及び創意工夫に基づき、地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会の創出を図るため、

和歌山県ふるさと雇用再生特別基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するための事業に要する経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県緊急雇用創出事業臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 12 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 7 号

和歌山県緊急雇用創出事業臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例

（設置）

第 1 条 非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用・就業機会の創出及びこれらの者に対する生活・就労相談を総合的に支援するため、和歌山県緊急雇用創出事業臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するための事業に要する経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。